

平成28年第2回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成28年5月23日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成28年5月23日 午前9時宣告

開 議 平成28年5月23日 午前9時宣告

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
14番 藤原 健祐

不応招議員 13番 徳弘 初男

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
14番 藤原 健祐

欠席議員 13番 徳弘 初男

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇

平成28年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成28年5月23日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） |
| 日程第5 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第6 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第7 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第8 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐川町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第9 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について |

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 28 年第 2 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、徳弘議員からは、所用のため欠席をするという連絡を受けております。

ここで、日程に先駆けまして、4 月に町職員の人事異動がっております。佐川町議会先例集の定めるところにより新任者の紹介をしますので、御起立ください。

産業建設課長兼農業委員会事務局長（公文博章君）

おはようございます。ことし 4 月 1 日より産業建設課長を務めさせていただきますと申します。公文博章と申します。交流人事により県のほうからまいりました。佐川町のために、力を尽くしてまいりたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

皆さん、おはようございます。この 4 月より病院のほうで期限付任用職員として採用されております渡辺公平でございます。今後ともどうぞ、皆さまよろしくお願いいたします。

（拍手）

議長（藤原健祐君）

以上の方々です。どうぞよろしく申し上げます。

これより日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、10 番、永田耕朗君、11 番、西村清勇君、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

皆さんおはようございます。平成 28 年度の臨時会の開催を皆さまにお願いをさせていただきましたところ、議員の皆さまの御参集をいただきまして臨時会を開催できますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日ごろは、町政運営全般につきまして、御指導御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

本臨時会につきましては、工事請負契約の締結につきまして、工期の事情、都合もございまして、早めの契約を締結をしたいということで、臨時会の招集をお願いをいたしました。

本議会におきまして、また慎重なる御審議のほど、よろしく願いいたします。

また、5月31日になりますが、今、佐川町の自伐型林業とものづくりの取り組みにつきまして、農林水産業未来基金というところから、資金的な支援もいただいております。その関係で、日経新聞の全国版も初め、高知新聞にも1面で、佐川町単独の取り組みについて広告が出る予定になっておりますので、ぜひ、議員の皆さまにも町民の皆さまにも、楽しみにその記事を見ていただきたいなあというふうに思っておりますので、御報告を兼ねて話をさせていただきました。

本臨時会、よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第 4、報告第 2 号、専決処分の報告について（訴えの提起について）を、議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

報告第 2 号になります。

専決処分の報告についてでございます。町営住宅使用料の未収金につきまして、町営住宅の明け渡し及び支払請求の訴えを提起するもので、相手方、訴えの趣旨、訴訟提起の経緯は、専決処分書のと

おりであります。

地方自治法第 180 条、第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 5 月 10 日に専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、から、日程第 9、議案第 46 号、工事請負契約の締結について、まで、以上 5 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提出議案につきまして御説明申し上げます。

承認第 2 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定、承認第 3 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定、及び承認第 4 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、関係条例を、地方自治法 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日に専決処分をしたものであります。

承認第 5 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、3 款民生費、3 項児童福祉費、黒岩中央保育所新築工事に係る予算について、翌年度に繰り越して事業を実施する必要が生じたため、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により平成 28 年 3 月 31 日に専決処分をしたものであります。

議案第 46 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 28 年 5 月 12 日に入札を行いました 27 災 106/38 室原頭首工災害復旧工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約金額は 7,020 万円。契約の相

手方は、高知県高知市一宮東町1丁目25番5号、有限会社愛機工業、代表取締役別役節男でございます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。
税務課長（田村秀明君）

おはようございます。私のほうから、承認第2号及び承認第3号について、説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分承認を求めることについて、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成28年3月31日に公布されたことを受けて実施するものです。

参考資料のほうで説明をさせていただきますので、参考資料、承認第2号関係をごらんください。

この資料のですね、1ページ目から3ページまではですね、地方税法等の一部を改正する等の法律の概要は、総務省の作成した資料です。この中で、町条例に関係する主要なものを説明させていただきます。

まず、1はですね、県税となりますので、2の地方法人課税の偏在是正から説明をさせていただきます。

法人住民税の交付税原資化、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割税率が引き下げとなります。法人住民税は、県税と市町村税がありまして、市町村民税のほうは、現行標準税率が9.7%から改正後は6%で、3.7%の引き下げとなります。市町村民税は、改正後の標準税率6%から制限税率8.4%の間で定めることとなっており、佐川町は現行税率が10.6%です。同じように3.7%引き下げて6.9%となります。下の◎は県税となりますので、2ページのほうをお願いします。

一番上ですが、3の車体課税。

自動車取得税の廃止と環境性能割の創設、消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。括弧の中のような内容となります。

括弧の中、下から2つ目ですが、軽自動車税環境性能割は当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。これは現在ですね、軽自動車税の取得税が県税であり、県が賦課徴収を行っているということで、当分の間は県のほうが賦課徴収を行うということです。

一番下です、自動車税環境性能割については、税収の一定割合を市町村へ交付する制度を設ける。これは現在の自動車取得税交付金から自動車税環境性能割交付金に様変わりするものです。

2つ目の◎グリーン化特例（軽課）の延長です。

1つ目の○は県税となります。2つ目の○です。軽自動車税におけるグリーン化特例の延長。現行の特例措置、燃費性能等による軽減ですが、これについて、適用期限が1年延長となります。

4の固定資産税。

遊休農地等に係る課税の強化・軽減。1つ目の○がですね、課税の強化になります。農地法に基づく農業委員会等により、一連の手順を踏まえた上、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乘じられている割合を乗じないこととする課税の強化を平成29年度から実施となります。

農地の評価につきましては、農地の売買の特殊性を考慮して正常売買価格に0.55を乗じてますが、勧告を受けるとですね、これを乗じないということになります。

2つ目の○が課税の軽減。所有する全農地について、農地法に基づく農地中間管理事業のために、賃借権を新たに設定した農地について、特例の措置が創設されました。

5のほうにいきまして、主な税負担軽減の措置等です。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設。個人に加えて法人のほうも創設をされました。3ページのほうへいきまして、一番上になります。固定資産税等の特例措置。この中で、町条例に関係するものは、上から4つ目の○です。

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置2年間延長となりました。その次、固定資産税のわがまち特例の導入と延長というところです。

次、4ページのほうをお願いします。

4ページ目からは、佐川町税条例等の改正概要の表です。主なものについて説明をさせていただきます。左の番号2番、先ほど説明しましたので、ちょっと重複しますが、法人税割の税率、佐川町は現行が10.6%から改正後は6.9%、3.7%の引き下げということになります。

続きまして5ページのほうへいっていただきまして、8番です。軽自動車税の納税義務者等の規定とですね、軽自動車税を種別割に

名称変更する等の規定の整備ということになっております。

11 番から次のページの 16 番までですが、環境性能割の創設に伴う規定の整備となっております。

6 ページのほうへいきまして、17 番から 24 番は、改正の概要の欄ですが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。

25 番は、固定資産税のわがまち特例による規定です。

26 番は、新築住宅に対する固定資産税の限額の規定です。

27 から 30 はですね、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定で、当分の間は県が行うための規定ということになっております。

7 ページのほうへいきまして、32 番です。

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の 1 年延長と軽自動車税を種別割に名称変更する等規定の整備となっております。

以上が主な改正内容です。なお、施行日については、条例の条項欄の記載のとおりであり、施行日の記載のない条文につきましては、原則日、平成 28 年 4 月の 1 日施行です。

以上で、承認第 2 号の説明を終わります。

続きまして、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を説明させていただきます。

この改正は、先ほどの佐川町税条例等の一部を改正と同じように、地方税等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことを受けて実施するものです。

参考資料で説明させていただきますので、参考資料（承認第 3 号関係）をごらんください。

改正内容は 2 点です。課税限度額の見直しと軽減判定所得の見直しです。

1 点目の課税限度額の見直しですが、資料の中ほど、赤色の点線枠、左側の現行と右側の改正後をごらんいただきたいと思います。現行の基礎課税額 52 万から改正後は 54 万円で 2 万円の引き上げとなります。後期高齢者支援金等課税額は、現行 17 万円から改正後は 19 万円で 2 万円の引き上げとなります。

2 点目の改正は、国保税の軽減措置の拡充です。5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準が拡充されました。資料の下の緑の点線枠、左側

の現行と、右側の改正後をごらんいただきたいと思います。

7割軽減の変更はありません。5割軽減基準額、基礎控除額33万円に被保険者の数に乗すべき金額、現行26万円から改正後は26万5千円に引き上げとなります。2割軽減基準額、基礎控除額33万円に被保険者の数に乗すべき金額、現行47万円から改正後は48万円に引き上げとなります。

条例の施行日は、平成28年4月の1日です。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、承認第4号、承認第5号につきまして、説明をさせていただきます。

まず、承認第4号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたび固定資産課税台帳に登録された価格に対する審査の申し出に対しまして、このたび改正されました地方税法の規定の適用につきまして、適用区分の明確化を図るために当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

参考資料のほう、第4号関係をごらんください。

アンダーラインのところですが、改正内容といたしましては、佐川町固定資産評価審査委員会条例につきましては、参考資料左側、現行のほうにありますように、附則第2項は、平成28年度以降の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用となっておりますが、これを、このたび平成28年4月1日以降に固定資産課税台帳に登録や修正をしたものを、公示をされる場合について適用するとの内容に改正いたしまして、平成28年4月1日より前に公示されたものについては、改正前の条例を適用するとしまして、適用区分の明確化を図るために改正を行ったものです。

続きまして、承認第5号、平成27年度佐川町一般会計補正予算（第7号）です。補正予算書の2ページをお開きください。

2ページでございます。第1表、繰越明許費です。3款民生費、3項児童福祉費に計上しております黒岩中央保育所新築工事につきましては、保育所の用地購入に必要な農用地の転用許可申請資料となります実施設計の作成作業が予定より遅れ、平成27年度末にずれ込みまして、農地転用許可の決定が平成28年度4月以降となったことによりまして、27年度中の名義変更ができなくなったため、用地

費の 700 万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは、私のほうから、議案第 46 号、工事請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。

参考資料、議案第 46 号関係をごらんください。参考資料の 1 枚目は、入札結果を取りまとめております。

まず 1 番、工事名は 27 災 106/38 室原頭首工災害復旧工事でございます。平成 28 年 5 月 12 日に入札を行いました。以下、税抜き金額で予定価格 6,667 万 4 千円。最低制限価格 5,667 万 2 千円。落札価格 6,500 万円で、落札者は有限会社愛機工業でございます。指名業者は、こちらに記載されている 6 業者でございます。2 番、工期は、平成 29 年 3 月 25 日となっております。

参考資料の 2 枚目は、A 3 サイズの図面を添付させていただいております。この工事は、昨年 9 月の豪雨により被災しました室原頭首工の災害復旧工事を実施するものであります。室原頭首工は、室原地区の 17 ヘクタールの受益地に水稻やトマト、ピーマンなどへの農業用用水を取水する施設で、ゴムでできた袋状の堰に空気を入れることで堰を立ち上げ、また洪水時には自動的に空気が排出され堰を倒すファブリダムと呼ばれているものでございます。

今回の被災で、ゴム堰本体が裂けて堰が立ち上がらず、受益地への取水ができなくなっており、早急な復旧工事が必要となっております。復旧工事の主な内容は、裂けて使用できなくなったゴム堰本体を撤去し新しいものを設置、それに伴い吸気用の配管などの附帯施設も取りかえることとしております。

A 3 図面の左上、平面図を見ていただきますと、少し図面が小さくてわかりづらくて恐縮ですけれども、斗賀野川がこの図面で下から上方向に流れております。その中央部に、斗賀野川を横断して長さ 17.5 メートルの室原堰がございます。

次に、図面左下は、その室原堰を上流側から見た正面図でございます。河床部分に 3 カ所、中央とその両側にお椀のような絵がありますが、ここからゴム堰に空気が送り込まれます。その周りを破線で囲んだ部分がありますが、ここはゴム堰本体を取りつけるために 1 度コンクリートをはつり壊し、取りつけのためのアンカーを設置する部分です。このはつり壊す部分の中に、空気を送り込む配管も

ありますので、この配管についても1度取り壊し、アンカーとともに新たに設置をすることとなります。

続きまして、図面右上を見ていただきますと、標準断面図となっており、室原堰を横から見たもので、左側が上流側となっております。楕円形状に書かれているものがゴム堰本体の断面で、空気が送り込まれて堰が立ち上がった状態をあらわしておりまして、立ち上がったときの堰の高さは1.98メートルとなります。

室原堰が被災を受けたことで受益者の方々には御迷惑をおかけしておりますが、この災害復旧工事を実施し、安定した用水を早急に確保してまいりたいと考えています。

以上、議案第46号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

これで、承認第2号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

申し上げます。質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐

川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、
質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第 8、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号））について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 5 号は、承認することに決定しました。

日程第 9、議案第 46 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

この工事、破損したことによって新たにということがございますけど、その破損した原因というものは何だったかということと、そのファブリダム自体に、少し疑問が私は個人的にございまして、壊れたときとかですね、そういったものに非常に経費がかかるということで、ファブリダム以外の方法でというものも質問をしてきたがですけども、そういうお考えがなかったのかどうかということをお聞きさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。被災の原因としましては、当時、最大時間雨量が 77 ミリと強い雨を記録しておりまして、斗賀野川の水位が急激に上昇しておりました。また、斗賀野川流域の上流部で斜面崩壊とか山腹崩壊が相次いでありました。急激な水位上昇とともに、流れ込ん

だ土砂や石がゴム堰の上流部を直撃をして、その直撃により堰本体が裂けて壊れたものと考えております。

次に、ファブリダムに対することですが、確かに、その壊れたときにはですね、費用がかかるものだと思います。ただ、その河川管理上、ここの川は県管理河川なんですけども、固定堰、コンクリートの堰については、洪水時等にせき上げてしまうということで、管理上好ましくないということで、認められておりません。どうしても可動堰、洪水のときには倒れるような堰を、どうしても設置していかないといけないのかなど。ただ、そのコストもかかることなので、その辺については、またこれからも検討していきたいと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

確か、ファブリダムにつきましては、5号台風のときにできたものだと思うんですけども。佐川町には何カ所か、そういう堰がございます。耐用年数というふうなことではなくて、石の直撃で破れたということなわけですけども、ほかのところにも、そういう条件ができる可能性があるというふうに思われます。

そこでですね、ひとつ、今回は予算で、入札の関係で来ておりますけれども。将来へ向けて、そのファブリダム以外の可動堰というのも全国に何カ所かあるはずでございますので、ひとつ研究課題として、そちらのほうで研究していただくと。また議員としても勉強さしていただきますけれども、執行部としても何とかファブリダム以外のいい方法はないのかというふうなことも考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

産業建設課長（公文博章君）

貴重な御意見ありがとうございます。ファブリダム、町内にゴム堰として9つあるとお聞きしております。順次そのストックマネジメント事業ということで修繕等をやっているところでございますけども、今回のこの室原堰につきましても、40年近く、建設からたっておるようでございます。かなり古くなっておりますので、修繕等も必要であったものと思ひます。

御指摘のように、ファブリダム以外の可動堰についても研究のほうをしてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

今回の災害復旧で、ファブリダムの工事をされるということで、工期を見てみますと、来年の3月25日という内容になっております。先ほど、課長のほうからの御説明で、この頭首工の受益面積かなりあって、農産物の作成もされていると、いうふうなところなんです。その今年度の用水確保についてはどのようなお考えがありますか。よろしくお願ひします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。昨年度、9月に被災を受けまして今に至っているんですけども、今回この議会で提案させていただいたのはですね、どうしても、災害査定を12月に受けているんですけども、川の中の工事がですね、今の堰を取り壊したりとか、新しく堰を設置するとか、どうしても河川内の工事が非取水期、水の出ない時期にどうしても限られてしまっております。それを考慮して、そのゴム堰の製作とかを考えていくと、どうしてもこの時期になってしましまして、それで何とか早急に設置をしていきたいと考えております。

それで御質問の、堰が設置できるまでの、その水の対応なんですけども、被災しましてすぐにですね、応急対応としまして200ミリのポンプを斗賀野川から水を足しまして、そこから水をくみ上げております。

この4月から水が特に必要になりますので、ポンプを2台設置しまして、その堰ができるまでの間については、水を確保していくように対応してまいっております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

用水の確保についてはポンプでというふうなことなんですけども、その用水確保に関する受益者負担ですよね、そういうものについては取るようにされているのか、それとも公的な資金で賄われるようにされているのか、よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。このポンプを稼働する費用につきましても、災害復旧事業のほうで認めていただいております。地元でのその受益者の負担というものはないなっております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

指名業者が6社ということではありますが、4社が辞退ということで、実質2社で入札をしておるわけでありまして、余り好ましいことではないと思いますが。この4社の辞退の理由がわかっておれば、説明を願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

4社の辞退の件ですけれども、すみません、ちょっときょう、資料等持って来てませんので、ここではわかりかねます。申しわけございません。

10番（永田耕朗君）

資料がなければまた後日で結構でございますが、今後こういった指名業者のうちで辞退が多い、特に多いというような場合には、今後どのような対応をとるのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

このような事態がありました場合にはですね、各業者に連絡入れまして、どういうことで辞退をされるのかということ进行调查をしたというふうに思っております。

10番（永田耕朗君）

今回はかなり大きな金額ではありますが、実質2社の入札ということで、落札率もかなり高い状態であろうと思いますが、指名業者が辞退して、仮に1社、2社というようなことになれば、やはり見直しをするべきじゃないかと思いますが、今後、こういったことについて検討するように指摘をしておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

貴重な御意見ありがとうございます。私のほうから補足の説明をさせていただきますと、今回の工事は特殊な工事でありまして、なかなか指名先も多くないということで、このような形の入札になりました。

本年度から、金額の大きいものにつきましては、一般競争入札を導入をさせていただいております。おおむね15社程度の参加が見込めるという内容で制限をつけて、一般競争入札を実施するということになっております。それで参加の申し込みがあった会社で入札を実施するということになりますが、ものによっては参加申し込みが少ないものもありますし、参加申し込みが多いものもあります。今、特に建築工事につきましては、県内、県発注の工事、高知市発

注の工事もたくさんありまして、なかなか前向きに参加をしてもらえる建設会社が少ないという事情もございます。

その辺は、そのときそのときの様子をしっかりと考慮しながら、一般競争入札を、今後行っていきたいなというふうに思っておりますので、また御了解をいただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

工事の内容ですが、よく理解できておりませんので、詳しく説明していただきたいと思います。ゴムを全部除去して、新しいゴムにするのか。それと数年前に一度あそこは終了したような記憶がありますが、それとの関係はどうなのでしょう。そのあたりをお聞きしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。工事の内容につきましては、今回、被災を受けましたゴム堰が裂けまして、再使用できないものとなっております。したがって、今あるゴム堰を撤去しまして、新しく製作したゴム堰を現地に設置するようにいたします。

それから、以前の修繕経緯なんですけども、自分ちらっと聞いたところでは、そのゴムの袋の部分に少し穴があいておって、それを修繕したという経緯があると聞いております。それは当時もう修繕は終わりました、正常に稼働しておったと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

そのゴム堰のゴムの耐用年数は、およそどれぐらいとなっておりますものですか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。ファブリダムのゴム堰につきましては、通常 30 年から 40 年、40 年程度と言われております。この堰がちょうど 40 年近く、昭和 53 年やったかな、およそ 40 年目が近いところにちょうど来ておりました。以上でございます。

4 番（森正彦君）

今回、室原は新品のゴムになるわけですが、耐用年数が 40 年いや 50 年とすると、ほかの堰ですねファブリの、長寿命化するといっても、部分的な修理では長寿命化にはならないんじゃないだろうか。今後、ほかの堰に対するそういったことの対応は、ど

のように考えているのでしょうか。ちょっと中村議員と重複するかもしれませんが、よろしくお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。佐川町内のゴム堰につきましては、ストックマネジメント事業というところで調査をしまして、修繕が必要な部分については修繕をしてきております。久万田堰とか清鏡堰につきましては、修繕のほうが終わっております。来年度は、その岡崎堰について修繕を行う予定でおります。順次、計画的に、堰のほうの修繕は進めてまいっております。

抜本的に修繕、抜本的にとりますと、そのゴムのその耐用年数が 40 年程度と言われているんですけども、そのゴム堰についても石が当たったりとか、土砂が上を走ったりとか、いうところで若干摩耗していくと考えてます。それも年間 0.013 ミリとお聞きしてます。

ゴム堰自体、今回のその堰の厚さ、ゴムの厚さについては、8 ミリのものを設置するようにしております。摩耗代としましては十分にある製品でございます。ほかの堰につきましても、修繕、点検をしまして、なるべく長寿命で使用できるように検討、修繕を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

臨時会ありがとうございました。4つの承認案件につきまして全て御承認いただき、また1つの議案につきまして可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

たくさん質問をいただきました頭首工ファブリダムの長寿命化改修の件につきまして、ずっと、高知県のほうに要望もしておりました。修繕についての要望もしておりましたが、製作をした、設置をしたときは県の予算でファブリダムを設置をしていただきましたが、以降は、管理については町で管理をするようにということで、移管をされてたという流れもありまして、長寿命化の管理費、修繕については、県は予算をみることはできないということで、たびたびの要望に対してもそういう結論をいただいております。町の単独予算の中でどのように、今後対応していくかということは、すごく難しい問題だなあというふうに思っております。

2年ほど前にも、国交省の河川局の知人、先輩にも、ファブリダムにかかわる何かいいものはないですかということで、何かあったら資料をくださいというお願いをしたんですが、なかなかいいものがないというのを2年前に返事としてはいただいております。今後、先ほど公文課長も言いましたが、しっかりと研究を重ねて、何かいいものはないかということを探っていきたいなあというふうに思っておりますので、ぜひ、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、28年度4月からスタートしまして、もうすぐ2カ月になりますが、議員の皆さまの御指導のおかげで本年度もいいスタートが切れたのではないかなあというふうに思っております。

本年度から10年間かけて第5次総合計画に基づくまちづくりを、幸せなまちづくりを、住民の皆さん、議員の皆さんと一緒に進めていきたいということでスタートを切りましたが、じっくりじっくりこの10年間を進めていく中で、順調なスタートを切れたんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ、今後も厳しい目で御指摘をいただき、また御指導、御協力を賜りたいと思いますので、この場をお借りしてお願いを申し上げます。本日、臨時会、まことにありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。
平成 28 年第 2 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9 時 51 分